

## 2009年度個別指導での指摘事項（歯科）

### 6．処置

臨床所見等から判断して必要性が認められない腐蝕処置および短期間でくり返し実施された再装着が認められた。

失活抜髄で腐蝕処置を算定しているものが認められた。

算定要件を満たさない有床義歯床下粘膜調整処置・加圧根管充填が認められた。

歯冠修復物又は補綴物の除去（困難なもの・根管ポストを有する鑄造体の除去）が算定要件を満たしていないものが認められた。

エナメルボンドシステムによる暫間固定を行っているにもかかわらず装着料を算定していた。

#### 【歯周治療】

「歯周病の診断と治療に関する指針」を参照し、歯科医学的に妥当適切な診療を行うこと。

歯周組織検査の検査結果に基づき、歯周疾患の診断を的確に行うこと。

歯周疾患の治療を行う際は、治療計画を策定し、それに基づき治療を行うこと。

歯周病に係る症状、所見の診療録記載に乏しく、診断根拠や治療方針が不明確。

臨床所見等から判断して必要性が認められない歯周疾患処置・ペリオクリン・SRP・歯周組織検査が行われていた。

スケーリング・SRPから次のスケーリング・SRPまでの間隔が短く、歯科医学的に妥当・適切と認められない事例があった。

歯周治療と並行する不適切な（歯冠修復・ブリッジ・有床義歯）に係る治療が認められた。

### 7．手術

同一術野及び同一病巣に対し同時に複数の手術を行った際に、それぞれの手術の費用を算定している例が認められた。

临床上、難抜歯とは認められない症例が確認された。

#### 【口腔内消炎手術（歯肉膿瘍、骨膜下膿瘍）】

切開（歯肉膿瘍・骨膜下膿瘍）を行った際は、診療録に（部位・症状・術式【切開線の長さ】）を記載すること。

臨床所見から判断して、必要性が認められない口腔内消炎手術が行われていた。

辺縁歯周炎の急性発作に対する口腔内消炎手術は、歯肉膿瘍で算定すること。

同部位にくり返し切開が行われていた。

#### 【歯周外科手術】

検査結果から判断して必要性が認めにくい歯周外科手術（歯周ポケット搔爬術）が行われていた。

歯周外科手術（歯周ポケット搔爬術・新付着手術・歯肉切除手術）を行った際は、所見・手術内容を診療録に記載すること。

### 8．歯冠修復及び欠損補綴

同一歯に対し、歯冠修復を短期間でくり返していたので、患者の状態を十分把握した上で、的確に行うこと。

誤った解釈に基づいて、歯冠修復及び欠損補綴での著しく歯科診療が困難な障害者に対する加算を算定した例が認められた。

#### 【補綴時診断料】

診療録に（製作を予定している部位・欠損部の状態・欠損補綴物の名称及び設計）が記載されていないもの、あるいは記載が不十分であるものが認められた。

#### 【補綴物維持管理料】

補綴物維持管理に係る案内書を提供していない、あるいは内容が不十分である例が認められた。

補綴物維持管理料を算定する際は、診療録に提供文書の控えを添付すること。